

役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まりも会（以下、「法人」という。）の業務に従事する理事、監事及び評議員の報酬等並びに法人の業務に関わる第三者委員の報酬等について必要な事項を定める。

参考

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第三者委員を委嘱している事業は次のとおりである。

- 1 苦情の相談、解決への助言（苦情解決対応規程）
- 2 利用者の預貯金を管理する必要性及び使用の適切性の審査（施設生活安心事業運営規程：第6条で6名以内の事業参加検討会の委員で、市民後見人等地域福祉経験者）
- 3 役職員の懲戒に関する審査（懲戒手続規程：第5条で委員5名のうち、弁護士、司法書士、社会保険労務士、又は社会福祉の学識経験者の2名）

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。ただし、第3条に規定する法人業務を継続して担当する理事には適用しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは別表1により報酬を支給する。
- 3 理事会及び評議員会に出席したときは、交通費（公共交通機関による交通費実費のことを言う。以下同じ）を支給する。
- 4 理事及び評議員が理事会の決議に関連し、法人で関係書類の閲覧等を行うときは、報酬は支給せず、交通費を支給する。

(法人業務を担当する理事の報酬)

第3条 理事会の決議により継続かつ定期的に就業する理事（理事長、業務担当理事を含む）は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表2に定める基準額をもとに理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

- 2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況など総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には第1項は適用せず、法人給与規程に基づき給与を支給するほか、月額20,000円を役員兼任手当として支給する。

(決算監査等の監事報酬)

第4条 監事の決算監査については、監事に1日につき20,000円の報酬及び交通費を支給する。

2 監事が法人の監事の役割を果たすため、関係書類を閲覧するなど法人で就労するときには、別表1を準用し報酬と交通費を支給する。

(理事、監事及び評議員が法人主催の会議出席の報酬等)

第5条 理事、監事及び評議員が理事長の要請で、法人業務のため出張した場合は、1日につき10,000円の報酬と法人旅費規程に準拠した旅費を支給する。

2 第3条に定める業務担当理事は、前項の規定は適用せず、法人旅費規程に準拠した旅費を支給する。

(第三者委員の報酬)

第6条 第三者委員が苦情対応業務、利用者の預かり金に関する業務、役職員の懲戒に関する業務(会議を含む)に携わったときは、別表3により報酬及び交通費を支給する。

(報酬の支払い方法)

第7条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条の理事については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第2条、第4条及び第6条に定める理事、監事、評議員及び第三者委員については、その都度現金にて支払う。

(3) 第5条に定める理事、監事、評議員の報酬及び旅費は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

参考

社会福祉法第45条の35 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令の定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額な者とならないような支給基準を定めなければならない。

2 前項の報酬の支給基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 社会福祉法人、は前項の承認を受けた報酬等の支給基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

※報酬額は現状を基本とし、理事会の決定により業務を担当する理事の報酬は従来の報酬を上限額とした。業務が週1回、1回6時間程度の業務より少ない理事の報酬上限を新設した。

(費用弁償)

第8条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費をその都度明記した領収書等をもって実費を支給する。

(年間報酬総額の制限)

第9条 1 会計年度に支給する理事及び監事の報酬総額は、定時評議員において定める額の範囲内としなければならない。

(退任慰労金)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| (1) 理事長 | 在任期間1年につき | 15,000円 |
| (2) 理事、監事 | 在任期間1年につき | 10,000円 |
| (3) 評議員 | 在任期間1年につき | 10,000円 |

2 退任慰労金の在任期間は、平成29年度定時評議員会を始期とする。

3 退任慰労金は、役員を退任した時点において、現金にて支給する。

(改正)

第11条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人まりも会理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年7月1日より適用する。

別表1 理事会・評議員会出席の報酬（日額）

4時間以内	10,000円
4時間を超える場合	20,000円

別表2 業務を担当する理事の報酬

- 1 業務を担当する理事の勤務は1日6時間程度とし、週の勤務日数により次の金額を上限とする。

勤務	支給額
1日	月額 80,000円
2日	月額 160,000円
3日	月額 240,000円
4日	月額 320,000円
5日	月額 400,000円

理事の報酬の説明

報酬の額は第3条の4時間以内（半日）10,000円を基準に考え、週1回を月4回として設定した。また、1日の勤務時間は概ね6時間とした。

- 2 上記に該当しないが、月に4日程度勤務している者は、次の金額を上限とする。

月額 50,000円

- 3 常勤職員で理事を兼務する者には、役員兼務手当として月額20,000円を支給する。

- 4 理事長の報酬は、次の金額を上限とする。

月額 340,000円

理事長報酬の説明

理事長の勤務は週2～3日程度とし、業務を担当する理事報酬表の週3日勤務と法人統括責任者としての職務加算を100,000円に設定した、月額3,400,000円を報酬上限とした。

別表3 法人に関わる第三者委員等の報酬

4時間以内	10,000円
4時間を超える場合	20,000円